

関係団体各位

経済産業省中小企業庁 経営支援課

中小企業における「時間外労働の上限規制」への対応状況の確認及び  
「働き方改革支援ハンドブック」の周知について（御依頼）

平素より、弊省行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、本年4月1日から、働き方改革関連法が施行され、大企業に順次、各種規制が適用されており、中小企業においても、来年4月1日から時間外労働の上限規制が施行されます。

そこで、時間外労働の上限規制に対する中小企業の準備状況の確認をしたいと考えておりますので、下記の調査への御協力をお願い申し上げます。また、既にお手元にあるかもしれませんが、改めて貴団体会員の中小企業に対し、「働き方改革支援ハンドブック」を周知頂きたいと存じますので、御協力のほどお願い申し上げます。

なお、御回答いただきました個社の調査票につきましては、厳重に取り扱うとともに、個別の団体名・企業名が特定されない形式で各種会議資料等に活用させていただく場合があります。また、御回答いただいた企業の今後の取組支援につなげていくために、必要に応じて、厚生労働省、都道府県労働局及び働き方改革推進支援センター等に共有させていただきますので、予め御了承いただけますと幸いです。

記

● 御依頼事項

下記について貴団体会員の中小企業への配布をお願いいたします。

- ・別紙1「調査票」
- ・「働き方改革支援ハンドブック」

● 提出先：中小企業庁経営支援部経営支援課

アドレス：chousauketsuke@meti.go.jp

● 提出〆切：10月11日（金）

● 問い合わせ先：中小企業庁経営支援部経営支援課

アドレス：chousauketsuke@meti.go.jp TEL：03-3501-1763

以上